

## 議案第56号

### 消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

次のとおり消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

#### 消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第5条の4</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第5条</u> ）
第2章 <u>消費者施策</u>	第2章 <u>消費生活の安全等に関する施策</u>
第1節～第4節 略	第1節～第4節 略
第3章及び第4章 略	第3章及び第4章 略
第5章 <u>環境の保全への配慮等</u> （第22条）	第5章 <u>資源及びエネルギーの有効利用に関する施策</u> （第22条）
第6章 略	第6章 略
第7章 雜則（第31条— <u>第34条</u> ）	第7章 雜則（第31条・ <u>第32条</u> ）
附則	附則
(目的)	(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者等の果たすべき責務及び消費者等の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 県民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自立した主体として、自主的かつ合理的に行動するとともに、事業者が適切な事業活動を行い、消費者の信頼を確保することを基本として行われなければならない。

2 県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策  
(以下「消費者施策」という。) の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

第1条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町村及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

3 消費者施策の推進は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を是正するための施策を進めるとともに、消費者が自立した主体として自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

4 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適切な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮しなければならない。

5 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応すること並びに環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮して行われなければならない

い。

(県の責務)

第2条 県は、経済社会の状況に即応して、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県の責務)

第2条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する消費生活の安定及び向上を図るために施策に協力するとともに、当該地域の社会的、経済的情況に応じた消費生活の安定及び向上を図るための施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、基本理念にかんがみ、県民の消費生活に関し、その供給する商品又は役務（以下「商品等」という。）について、次に掲げる責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、県民の消費生活に関し、その供給する商品又は役務（以下「商品等」という。）について、危害の防止、規格、表示、包装等の適正化、適正な取引方法の確保その他必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力しなければならない。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、年齢及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するため必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第4条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他

2 事業者は、その供給する商品等にについて生じた消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の状況に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第5条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第5条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(市町村との連携等)

第5条の3 県は、消費者施策の実施について、市町村の協力を求めるとともに、市町村が行う消費者施策の実施について、必要な協力を行うものとする。

2 県は、消費者及び事業者、消費者団体及び事業者団体その他関係機関と協働して、消費生活の安定及び向上に関する活動に取り組むものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第5条の4 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第2章 消費者施策

(危害商品等の調査)

第7条 略

第2章 消費生活の安全等に関する施策

(危害商品等の調査)

第7条 略

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めることは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(不当な取引方法の調査)

第11条の4 略

2 知事は、事業者が不当な取引行為を行ったか否かを判断する場合において、当該事業者が商品の効能、種類、商標、製造者名、販売数量、必要数量及びその性能若しくは品質又は役務の効果、種類及びその内容につき不実のことを告げる行為（以下「不実告知行為」という。）を行ったか否かを判断する必要があるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者は不実告知行為を行ったものとみなす。

第12条 県は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むこ

3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

(不当な取引方法の調査)

第11条の4 略

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるとときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

第12条 知事は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むこ

とができるようにするため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、子供のときからの消費者教育の必要性を重視し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

2 県は、前項の啓発活動及び教育の推進に当たっては、高齢化、高度情報化、国際化等の進展に配慮するとともに、消費者の年齢その他の特性に応じて効果的に行うよう配慮するものとする。

3 県は、第1項の啓発活動及び教育の推進に当たっては、消費者からの相談及び苦情並びに他県の被害状況等に応じて、迅速かつ効果的に行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 略

2 知事は、市町村が講ずる消費者からの苦情の処理に関する措置について、必要に応じて、情報の提供、技術的助言その他の支援を行うほか、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力

とができるようにするため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

(苦情の処理)

第13条 略

的に対応するものとする。

(緊急調査)

第18条 略

(緊急調査)

第18条 略

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めることは、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、事業者が第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨を公表することができる。

(事業活動のは正の勧告)

第19条 知事は、前条の規定による調査の結果、事業者が当該生

(事業活動のは正の勧告)

第19条 知事は、前条第1項の規定による調査の結果、事業者が

活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は当該生活関連物資を著しく不適正な価格で供給していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 及び 3 略

(緊急調査による情報の公表)

第20条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、第18条の規定による調査によって得た情報を公表することができる。

(事業者に対する協力の要請)

第21条 知事は、第17条第1項の規定による情報の収集又は第18条の規定による調査の結果、生活関連物資の円滑な供給又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保その他の措置について協力を求めることができる。

第 5 章 環境の保全への配慮等

当該生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は当該生活関連物資を著しく不適正な価格で供給していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 及び 3 略

(緊急調査による情報の公表)

第20条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、第18条第1項の規定による調査によって得た情報を公表することができる。

(事業者に対する協力の要請)

第21条 知事は、第17条第1項の規定による情報の収集又は第18条第1項の規定による調査の結果、生活関連物資の円滑な供給又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保その他の措置について協力を求めることができる。

第 5 章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策

第22条 消費者は、その消費生活が環境に及ぼす影響を理解し、  
物を大切にするとともに、商品等の選択、購入、使用、利用等  
に際しては、不用品の再利用及び再生利用を行う等環境への負  
荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、環境への負荷の  
低減その他の環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

3 知事は、県民が健全な消費生活を営むことができるようす  
るため、消費生活が環境に及ぼす影響等環境の保全に関する知  
識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

## 第7章 雜則

(立入調査等)

第31条 知事は、第7条、第11条の4第1項及び第18条の規定の  
施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し資

(資源及びエネルギーの有効利用)

第22条 知事は、県民が健全な消費生活を営むことができるよう  
にするため、資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普  
及、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において、  
資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行うよう努めなけれ  
ばならない。

## 第7章 雜則

料の提出若しくは説明を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 知事は、事業者が第1項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨を公表することができる。

(関係行政機関への協力の要請)

第32条 略

(権限の委任)

第33条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定

(関係行政機関への協力の要請)

第31条 略

めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(委任)

第34条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(委任)

第32条 略

附 則

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。